高齢者・障害者又はホームレスに対する法律援助	イ　生活保護申請等	5,000円	①50,000円を上限とする。 ②通訳・翻訳を必要とする場合には100,000円を上限とする。 ③医師その他の専門家が意見書を作成する場合の当該専門家に支払うべき実費が発生する場合には、上限の額に100,000円を別途加算する。	52,500円	
	ロ　生活保護申請にかかる審査請求等	20,000円	①50,000円を上限とする。 ②通訳・翻訳を必要とする場合には100,000円を上限とする。 ③医師その他の専門家が意見書を作成する場合の当該専門家に支払うべき実費が発生する場合には、上限の額に100,000円を別途加算する。 ④関連事件に引き続き受任する場合その他特別の事情がある場合には、減額することができる。	105,000円	関連事件に引き続き受任する場合その他特別の事情がある場合には、減額することができる。

※　翻訳費用はＡ４サイズ１枚あたり3,000円（消費税込）とする。

別表２　現実的利益がある場合の報酬相当分の基準（第２条第２項関係）

事業区分	援助内容	弁護士報酬相当分	
		基準額（消費税込）	
現実的利益がある場合の報酬（外国人・子ども）	和解、訴訟等	①被援助者が現実に入手した金額が1,000万円以下の金額であるときは、当該金額の12.6％とする。 ②被援助者が現実に入手した金額が1,000万円を超え、3,000万円以下の金額であるときは、1,000万円を超える部分の8.4％にあたる金額を①により算出される金額に加算する。 ③被援助者が現実に入手した金額が3,000万円を超え、5,000万円以下の金額であるときは、5,000万円を超える部分の6.3％にあたる金額を①及び②により算出される金額に加算する。 ④被援助者が現実に入手した金額が5,000万円を超える金額であるときは、5,000万円を超える部分の5.25％にあたる金額を①から③までにより算出される金額に加算する。	

別表３　法律相談の支出基準（第２条第３項関係）

事業区分	援助内容	費用相当分		弁護士報酬相当分	
		基準額（消費税込）	備考（すべて金額は消費税込。実費相当分として、以下の条件で加算する。）	基準額（消費税込）	備考（すべて金額は消費税込。以下の条件で加算する。）
各事業における法律相談	法律相談	10,000円	①通訳費用として最初の１時間までは基準額とし、延長10分毎に1,000円を加算する。 ②通訳人の移動時間、待機時間等は支払対象外とし、１回あたりの上限額は25,000円とする。 ③通訳人の出張が必要なときは、5,000円を加算する。ただし、5,001円以上の交通費が必要な場合は10,000円を加算する。	5,250円	①最初の30分までは基準額とし、延長30分毎に5,250円を加算する。 ②１回あたりの上限額は31,500円とする。 ③出張して相談を行うとき（当該弁護士の事務所、当該弁護士所属の弁護士会の会館・会員控室等及び法律相談センターその他常設・臨時設置の法律相談会場並びに当該弁護士所属の弁護士会の管轄地域内に所在する日本司法支援センターの事務所その他これに準ずる場所以外）は、10,500円を加算する。ただし、5,001円以上の交通費が必要な場合は15,750円を加算する。

附　則

２１　第二条及び別表の改正規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

前項の改正規定は、平成二十二年四月一日以降の援助事業利用申込みに適用し、同日前に受理した援助事業利用申込みについては、なお従前の例による。

犯罪被害者法律援助基金に関する規則中一部改正公告

犯罪被害者法律援助基金に関する規則（規則第百十七号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十二年二月十九日

日本弁護士連合会

犯罪被害者法律援助基金に関する規則中一部改正

第一条　犯罪被害者法律援助基金に関する規則の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「規定する」を「掲げる」に改める。

第七条第一項中「委託事業費の基準」を「委託事業費として支出するものは、費用相当分、弁護士報酬相当分（現実に被援助者に利益があったときを除く。）及び現実に被援助者に利益があったときの弁護士報酬相当分とし、その支出の基準」に改め、同条に次の一項を加える。

２　第三条第三号に掲げる法律援助に関する調査、研究、研修、広報その他の法律援助の維持発展に必要な活動について支出する事業費及び委託事業費の額は、理事会が承認した額とする。